

## 令和3年度 清水町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、令和3年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的として策定する。

### 2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 3 方針の適用範囲

この方針は、町の全組織を対象とする。

### 4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、その所在地が本町内にあり、かつ、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う入所施設）
- オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づき国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法第2条第2項第3号の政令で定める事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
- イ 重度障害者多数雇用事業所（※次の(ア)～(ウ)の全てを満たすもの）
  - (ア) 障害者の雇用者数が5人以上
  - (イ) 障害者の割合が従業員の20パーセント以上
  - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30パーセント以上

(4) 在宅就業障害者等

- ア 自宅等で物品の製造、役務の提供等を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

## 5 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

## 6 調達の目標

令和3年度における調達目標額は、当該年度の予算の範囲内において前年度の調達実績を上回るように努めるものとする。

令和2年度実績 2,638,829円

内訳 物品 ふるさと納税返礼品 1,056,204円

役務 公園等清掃管理委託業務 1,582,625円

## 7 調達の方法

本町の全ての部署が調達を円滑に進めることができるよう、保健福祉課は障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報提供を行い、各部署はその情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達する。

## 8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 物品等の調達の実績については、毎会計年度の終了後、概要を取りまとめ町ホームページ等により公表する。

## 9 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉課とする。